



佐賀県公報

平成20年
11月4日
(火曜日)
第 13099号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

○道路の区域の変更	(四〇一・道路課)	一
○	(四〇二・〃)	一
○	(四〇三・〃)	二
○	(四〇四・〃)	二
○	(四〇五・〃)	二
○公共測量の実施	(土地対策課)	三
○	(〃)	三
○	(〃)	三
○軽油引取税に係る特約業者の指定	(税務課)	三

○ 告 示

◎佐賀県告示第四百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年十一月四日から平成二十年十二月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類
及び路線名

道路の区域

区 間

変更前
後の別

幅員
メートル

延長
メートル

一般国道
二〇七号

佐賀市久保田町大字徳万字徳万 宿三〇八番地先から 佐賀市久保田町大字徳万字徳万 宿一六五番一地先まで	佐賀市久保田町大字徳万字徳万 宿三〇八番地先から 佐賀市久保田町大字徳万字徳万 宿一六五番一地先まで
---	---

前 後

一三・七
九・九

一四八・六
一四八・三

◎佐賀県告示第四百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年十一月四日から平成二十年十二月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月四日

道路の区域

区 間

変更前
後の別

幅員
メートル

延長
メートル

県道
大牟田川副
線

佐賀市川副町大字早津江字五本 松六五〇番地先から 佐賀市川副町大字早津江字二本 谷一〇三八番地先まで	佐賀市川副町大字早津江字五本 松六五〇番地先から 佐賀市川副町大字早津江字二本 谷一〇三八番地先まで
---	---

前 後

二〇・〇
八・〇

一七九・二
一三九・五

●佐賀県告示第四百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年十一月四日から平成二十年十二月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道大牟田川副線	佐賀市川副町大字鹿江字高土居二〇〇番地先から	佐賀市川副町大字鹿江字次郎三二七三番一地先まで	後	一五・二 一五・〇	一三一・五
	佐賀市川副町大字鹿江字高土居二〇〇番地先から	佐賀市川副町大字鹿江字次郎三二七三番一地先まで	前	一八・六 八・三	一四四・一
				二九・二 一五・〇	一三一・五

●佐賀県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年十一月四日から平成二十年十二月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第四百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年十一月四日から平成二十年十二月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道大牟田川副線	佐賀市川副町大字鹿江字次郎三二七三番一地先まで	佐賀市川副町大字鹿江字伊拜田七二八番一地先まで	後	二八・八 一七・二	五九・八
	佐賀市川副町大字鹿江字次郎三二七三番一地先から	佐賀市川副町大字鹿江字伊拜田七二八番一地先まで	前	四七・五 一七・二	五九・八

●佐賀県告示第四百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年十一月四日から平成二十年十二月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道鳥栖線	神埼市神埼町字四本黒木三七八番一地先から	神埼市神埼町志波屋字二本松二〇〇一番地先まで	後	二三・四 一三・三	一、〇〇七・六
	神埼市神埼町字四本黒木三七八番一地先から	神埼市神埼町志波屋字二本松二〇〇一番地先まで	前	一六・八 八・四	一、〇〇四・四

○ 公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局 佐賀国道事務所長 から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成20年11月4日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 大川佐賀道路計画図作成
- 2 作業期間 平成20年10月27日から平成21年2月27日まで
- 3 作業地域 佐賀市本庄町・佐賀市東与賀町・佐賀市西与賀町

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所長 から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成20年11月4日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 3級基準点測量
- 2 作業期間 平成20年9月30日から平成21年3月16日まで
- 3 作業地域 小城市

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所長 から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成20年11月4日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 2級基準点測量
- 2 作業期間 平成20年10月22日から平成21年3月14日まで

3 作業地域 杵島郡大町町

佐賀県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)第146条の3第1項の規定により、次の者について軽油引取税に係る特約業者として指定した。

平成20年11月4日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 特約業者の氏名又は名称 佐賀県農業協同組合
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地 佐賀市栄町2番1号
- 3 特約業者の指定の年月日 平成20年10月1日

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年十一月四日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社